



# シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯 — 一日中比較の観点から —」

## 中国における標準必須特許に対する 独占禁止法規制に関する基本的な問題

王先林

上海交通大学法学院

2016年2月1日 神戸大学





# 主要内容

---

- ① 一、標準必須特許が市場競争に与える影響
- ② 二、標準の制定と実施における特許権行使行為の一般分析
- ③ 三、標準必須特許の差止命令による救済措置に関わる独占禁止法規制



## 一、標準必須特許が市場競争に与える影響

- 標準の公益性と特許の私権的性質の衝突を避けるため、長きにわたり標準の制定において可能な限り特許技術が関わらないようにされてきた。しかし、科学技術の進歩と現代の産業における分業体制の高度な細分化に伴い、標準と特許の結合はすでに現在における一つの趨勢となっている。
- 特許と標準の結合は諸刃の剣であり、標準の技術水準向上と、特許権者、ライセンサーおよび業界全体の発展に対し一定のよい影響を及ぼすと同時に、市場競争にたやすく悪影響を及ぼす、相当の機密性を有するものである。



- 標準が有する極めて強力な**ネットワーク効果**により、企業は、技術標準の特許主導権を掌握することで、消費者の期待に影響を及ぼしつつ、市場における優位な立場を占め、技術市場の参入障壁を高め、また莫大な商業利益を得ることができる。
- 技術標準は、技術イノベーション・チェーンにおける重要な部分であり、徐々に情報技術産業の特許技術が追求する最高の表現形態となりつつある。まず技術の特許化し、次に特許を標準化し、最後にこの独占的地位に乗じて独占行為を行い、最大の利益を獲得するのである(「**技術の特許化-特許の標準化-標準の独占化**」)。



- 標準制定において特許技術を取り込むという状況においては、**特許ホールドアップ (hold-up)** 問題が発生しやすい。つまり、特許技術が標準規格に取り入れられることで、代替標準へ転換するコストが過度に高くなり、結果、標準規格に採用された技術が代替不可能性を有するようになる。このため特許権所有者が標準規格によって確保した競争優位に乗じて、特許ロイヤルティーまたはその他のライセンス条件を高くすることで、競争を制限する効果が生じ、最終的に消費者の利益を損なうおそれ。
- **標準必須特許 (SEP)** に関わる状況下では、状況はさらに深刻なものとなる。



- 標準必須特許が引き起こす市場競争問題は、必然的に独占禁止法により注視され、規制を受けることになるが、それ自体は**独占禁止法上、一個の独立した問題**ではなく、独占禁止法の制度の枠組みの中で分析と処理が行われる。
- 標準必須特許に関わる独占行為は、**独占協定と企業結合**にも関係するが、それは主に、**市場支配的地位の濫用**における問題である。



- 国家工商行政管理総局の『知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定』第13条は以下の通り規定する。
- 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争を排除又は制限する行為をしてはならない。



- 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がないのに、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる競争を排除又は制限する行為をしてはならない。
- (1) 標準策定に参画する過程において、意図的に標準化団体にその権利情報を開示しない、またはその権利を放棄すると明確にしたにもかかわらず、ある標準が当該特許権にかかわる場合、当該標準の実施者にその特許権を主張すること。
- (2) その特許が標準必須特許になった後、公正、妥当かつ無差別な条件の原則に反してライセンス拒絶を行い、商品の抱き合わせ販売または取引時にその他の不合理な取引条件を付加する等の行為により競争を排除、制限すること。
- 本規定における**標準必須特許**とは、当該標準を実施する上で必要不可欠な特許のことを指す。



- ◎ 以下、中国国家工商行政管理総局により現在草案作成中である『知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関するガイドライン(第6稿)』と、国家発展改革委員会による草案作成中である『知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン』で標準必須特許に関連する内容を紹介する。



## 二、標準の制定と実施における特許権行使行為の一般分析

- ① 標準の制定と実施は、通常、技術規範の統一、イノベーションの促進、消費者の利益と社会の公共利益に資するものである。しかし、仮に、ある標準に特許技術が含まれており、同時に広範に及ぶ実施がなされる場合、結果として、その他代替可能な技術が当該標準に組み込まれる際のコストは高くなり、特許に阻害効果を生じさせる恐れがある。
- ② もし特許権者の標準制定と実施過程における特許権の行使行為により、競争を排除、制限する効果が生じ、又は生じる可能性がある場合、独占禁止法執行機関は分析と認定を行わなければならない。



- 標準必須特許が一つの独立した関連市場を形成する場合を除き、特許権者が標準必須特許を保有していることをもって、その関連市場において市場支配的地位を有していると直接推定されることはない。
- 一般的な知的財産権と同じく、標準必須特許権者の市場支配的地位の認定は、『独占禁止法』の市場支配的地位の認定と推定に関する一般原則と方法に基づいて分析を行う必要がある。
- ただし、独占禁止法の現行規定に依拠する以外に、標準必須特許に関連した特徴が、その権利者の市場支配的地位の認定に対して及ぼす影響、特に、異なる技術標準間における競争、およびその標準必須特許と関連のある技術標準の基本的状況を把握することに重点を置く必要がある。



- ④ もし関連標準の占める市場シェアが比較的小さいか、すでに市場における需要が基本的でない場合、これに関連する標準必須特許権利者も市場支配的地位を有していない。
- ④ 反対に、もし関連標準が市場に広く受け入れられている場合、関連標準必須特許の当該標準における技術的重要性、適用の範囲、関連製品生産者の関連特許ライセンスへの依存度と、代替可能な技術を有しているか等の要素について、さらに分析する必要がある。
- ④ 具体的には、以下の要素を考慮する必要がある。標準およびその特許技術の代替可能性、標準の変遷と互換性とその影響力、標準実施者がその他の技術標準に転向する可能性と難易度、考慮を要するその他関連要素。



- 標準必須特許権利者が市場支配的地位を有するか認定するに当たり、以下の要素を考慮することができる。
- (1) 関連標準の市場価値と応用の程度
- (2) 代替標準が存在するかどうか
- (3) 業界の関連標準に対する依存度、および代替標準を使用する際の転換コスト
- (4) 異なる世代間での関連標準の変遷状況と互換性
- (5) 標準に取り入れられた関連技術が交替する可能性



- ④ 国際、国家、業界または地方が標準を制定する過程において、特許権者が一方的に特許ライセンス条項と価格条件を公表する行為は、特許権の行使の一種の表れと言える。一般的に、これが市場競争を排除又は制限する効果をもたらすことはない。ただし、以下に掲げる条件に当てはまる行為は、『独占禁止法』に違反する可能性がある。
  - ④ (1) 特許権者または特許出願人が、その特許または現在出願中の特許が関連標準に取り入れられる可能性があることについて知っている、または当然知っていてしかるべきと思われる場合。
  - ④ (2) 特許権者または特許出願人が、標準化団体の知的財産権ポリシーに従わずに、標準に取り入れられる可能性のある特許の情報、またはすでに公開された特許出願情報を開示した場合。



- ④ (3) 特許権者が標準を公開した後、標準に取り入れられた特許権を主張する場合。
  - ④ (4) 当該行為が関連市場の競争とイノベーションの創出に対して、悪影響を及ぼす可能性がある場合。たとえば、正当な理由なくして、当該標準の使用者に対し、合理的な条件下でその特許を実施することを拒絶すること。または、正当な理由なくして、条件を同じくする当該標準の使用者に対し、ロイヤルティー等ライセンス条件において差別的な取り扱いをすること。
-



- ① **公正、妥当かつ無差別なライセンス条件 (FRAND)**とは、標準化団体が、ある特許技術を標準に取り入れる前に、その権利者に対して、「公正、妥当かつ無差別な」条件のもとに、その特許の対外的ライセンスを行うよう要求することを指す。
- ② 標準必須特許権者が公正、妥当かつ無差別なライセンス条件の実施許諾に違反する場合、いくつかの異なる違法行為に関係している可能性がある。そのうち、競争の排除又は制限行為に関するものについては、独占禁止法の制度の枠組みに従って分析を行う必要がある。このときに、公正、妥当かつ無差別なライセンス条件の実施許諾は、関連行為が独占行為を構成するか否かを分析する上での重要な参考要素にすぎず、直接かつ唯一の根拠とはならない。



### 三、標準必須特許の差止命令による救済措置に

#### 関わる独占禁止制度

- ① **差止命令による救済**は、特許法が特許権者に与えている重要な救済手段であり、権利者が革新的な研究開発から十分な利益を得ることを保障する、核心となる権利である。一般の特許権者と同じく、標準必須特許権者は、法に基づき差止命令を申し立て、合法的な権益を確保する権利を有する。
- ② ただし、特許標準化が特許権者の市場支配力と価格交渉力を強化することを考慮すると、機に乗じて標準実施者に対し各種の不公平なライセンス条件を提示し、その受け入れを強いることが容易に可能になる。その上、圧倒的大多数の標準必須特許権者は標準化団体に対し、公正、妥当かつ無差別なライセンスの意思表示をしている。



- ④ したがって、権利者が差止命令による救済措置を濫用して関連市場競争の排除又は制限を行うことを防止し、また、公正、妥当かつ無差別なライセンスの意思表示にかかわるポリシーを制定した標準化団体の当初の意図を実現させ、さらに標準必須特許権者の利益と標準実施者の利益間の均衡を図るため、標準必須特許権者の差止命令による救済措置を申し立てる権利にふさわしい制限を設ける必要がある。
- ④ 標準必須特許権者の標準実施者に対する差止めによる救済措置の申立てが以下の状況である場合、『独占禁止法』に規定する市場支配的地位濫用を構成する可能性がある。



- ④ (1) 標準必須特許権者が、標準実施者に対して警告せず、具体的な権利侵害の態様について指摘することなく、直接差止命令による救済を申し立てる場合。
- ④ (2) 標準実施者が公正、妥当かつ無差別なライセンスのもとに交渉を行う意思表示を明確にしているにもかかわらず、標準必須特許権者がこれを無視し、または書面でライセンスの要約事項を送らずに、差止命令による救済を申し立てる場合。
- ④ (3) 標準実施者が、裁判所または双方の同意する仲裁機関が、公正、妥当かつ無差別な原則に基づいて行う裁決を進んで受け入れる旨を明確に示したにも関わらず、標準必須特許権者がなおも差止命令による救済を申し立てる場合。
- ④ (4) 独占禁止法執行機関が認定するその他の状況。



- 標準必須特許権者側に、標準実施者側に、交渉において明らかに誠意が欠けており、商慣習または信義誠実の原則に則って積極的に折衝を行うことをせず、故意にライセンス交渉の進行を遅延させ、ロイヤルティーを支払う意思がなく、またはロイヤルティーや損害賠償金を支払う能力がない等の状況が存在することを証明する証拠がある場合、標準必須特許権者の差止命令による救済の申立ては許可されるべきであり、上記の規定は適用されない。



- 必須特許権利者の差止命令による救済措置の申立てが競争の排除又は制限に当たるか否かの分析と認定に当たり、以下の要素を考慮することができる。
- (1) 交渉当事者双方の交渉過程における行為や態度、およびそれに表わされる当事者の真意
- (2) 関連標準必須特許が負う、差止命令による救済措置に関する約束事項
- (3) 交渉当事者双方が交渉過程において提出したライセンス条件
- (4) 差止命令による救済措置の申立てが、ライセンス交渉、関連市場および下流市場における競争と消費者の福利に対して及ぼす影響



# ありがとうございました！

## 中国競争法と政策ウェブサイト

<http://cclp.sjtu.edu.cn>

